

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

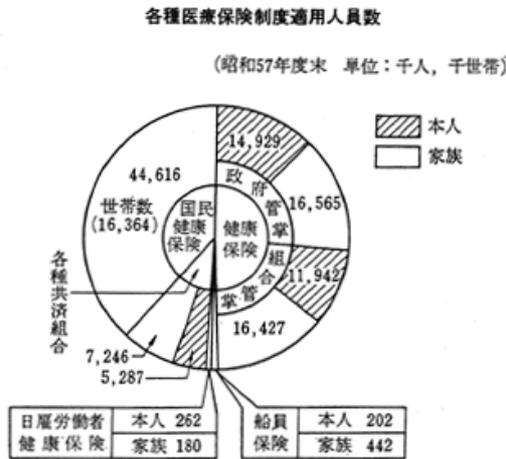
IV 医療保険

(1) 概要

我が国では、すべての国民が何らかの医療保険の対象となる国民皆保険の体制が、昭和36年4月より実施されている。

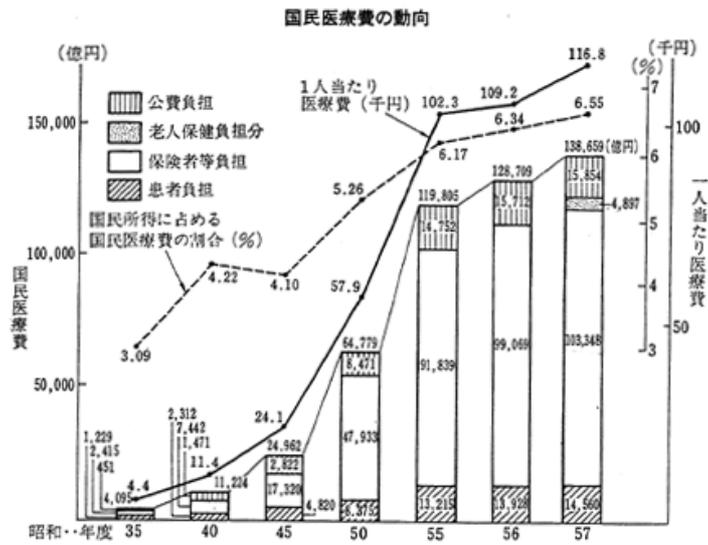
医療保険制度を大きく分けると、被用者保険(被保険者は被用者自身であるが、この被用者に扶養される者も保険の対象である。)と、一般地域住民を対象とする地域保険とになる。

各種医療保険制度適用人員数



厚生省保険局調べ

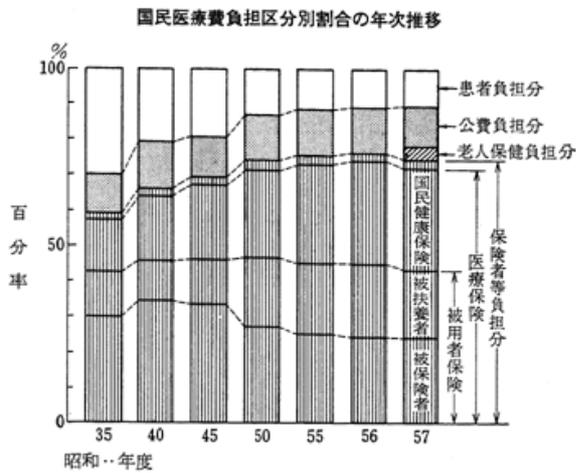
国民医療費の動向



(注) 老人保健負担分については昭和58年2・3月の2か月分

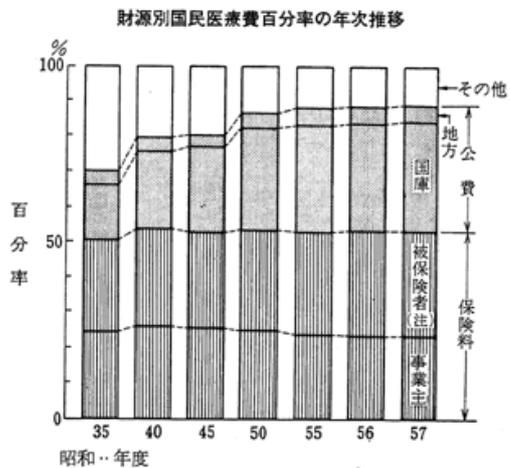
資料：厚生省統計情報部「国民医療費」

国民医療費負担区分別割合の年次推移



(注) 老人保健負担分は昭和58年2月・3月分である。

財源別国民医療費百分率の年次推移



(注) 被保険者保険料のなかには、国民健康保険の保険料を含む。

医療保険制度の改正前後比較

医療保険制度の改正前後比較(抜出)

新設

		健康保険		日雇労働者健康保険	船員保険	国家公務員等共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済組合	国民健康保険	(退職者)		
施行		昭2.1.施行		昭29.1.施行	昭15.6.施行	昭59.4.国家公務員共済組合と公共企業体職員等共済組合が統合	昭37.12.施行	昭29.1.施行	昭34.1.施行			
対象		一般被用者		日雇労働者	船員	国家公務員、国鉄・専売・電々社の職員	地方公務員	私立学校教職員	一般国民	(左記に含まれる)		
保険者		政府(社会保険庁)	各健康保険組合(1,704組合)	政府(社会保険庁)	政府(社会保険庁)	各省庁、各公社共済組合	各地方公務員共済組合(54組合)	私立学校教職員共済組合	各市町村(特別区)国保組合	(各市町村(特別区))		
対象者数		1,493万 (家族数 1,657万)	1,194万 (1,643万)	26万 (18万)	20万 (44万)	198万 (202万)	297万 (392万)	33万 (31万)	4,462万	(左記に含まれる)		
改正前	療養の給付	10割	10割	10割	10割	10割	10割	10割	世帯主 7割 世帯員 7割	(")		
	家族療養費	7割(入院8割)	7割(入院8割)	7割	7割(入院8割)	7割(入院8割)	7割(入院8割)	7割(入院8割)	—	(")		
	高額療養費	家族療養費の自己負担額が1月51,000円(日雇健保39,000円)を超える場合、その超える額を高額療養費として支給する。					家族療養費の自己負担額が1月に51,000円を超える場合、その超える額を高額療養費とし支給する。					
	一部負担金	初診時 800円 入院時 1日500円(1月間)		初診時 100円	初診時 800円 (職務上の場合は不要)入院時 1日500円(1月間)	初診時 800円 入院時 1日500円(1月間)	同左	同左	医療費の3割	(")		
改正後	療養の給付	9割	同左	廃止 (健康保険制度の特例として包括化)	9割	同左	同左	同左	世帯主 7割 世帯員 7割	8割		
	家族療養費	7割(入院8割)	同左		7割(入院8割)	同左	同左	同左	7割(入院8割)			
	高額療養費	51,000円 (低所得者 30,000円)					51,000円 (低所得者 30,000円)					
	一部負担金	本人	1割 *希望する医療機関 1,500円以上 100円 1,501円以上 ~2,500円以下 200円 2,501円以上 ~3,500円以下 300円		1割(船保の職務上の場合は不要) *希望する医療機関 1,500円以上 100円 1,501円以上~2,500円以下 200円 2,501円以上~3,500円以下 300円	同左	同左	3割	2割			
	家族	入院 2割 外来 3割		入院 2割 外来 3割	入院 2割 外来 3割			入院 2割 外来 3割				

*一部負担金の支払について10円単位とする。(10円未満四捨五入)

欧米諸国の医療保障制度

欧米諸国の医療保障制度

	西ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン	アメリカ
制度の類型	社会保険	社会保険	公的保健サービス (National Health Service)	外来……社会保険 入院……公的保健サービス	社会保険 (Medicare)
適用対象	・全国民を対象とするが年収46,800マルク超の者は任意加入 ・全国民の約92%をカバー	・全国民を対象 ・全国民の約99%をカバー	・全居住者を対象	・全居住者を対象	・65歳以上の年金受給者、慢性腎臓病者等を対象 ・全国民の約12%をカバー
給付割合	・外来・入院とも原則10割給付 ・一部負担 ・薬剤 2マルク / 1剤 ・入院 5マルク / 1日 14日間が限度	・外来 費用の75%償還 ・入院 費用の80%現物給付 但し、20フラン / 1日 (1982年創設決定) ・薬剤 費用の70%償還 (大衆保健薬は40%償還)	・10割給付 ・一部負担 ・薬剤 1.3ポンド / 1処方	・外来 10割現物給付 (但し、受診毎、往診毎に自己負担あり) ・入院 10割現物給付 (但し、年金受給者については1年を超えると自己負担あり) ・薬剤 最高40クローネの自己負担あり	・外来 8割給付 (但し、年間60ドルまで全額自己負担) ・入院 入院サービス (入院10割現物給付) (但し、60日以内の入院は、304ドルの自己負担あり) ・医師その他関連サービス (補足医療保険) 外来に同じ
財源	被保険者	支払報酬の6.0~7.5% 全疾病金庫平均6.0%	総報酬の5.5%	なし	外来につき自営業者のみ (年収の10.5%) 入院につき、報酬の (27,900ドル限度) 1.3%
	使用者	同上	上限付報酬月額 の5.45%+総報酬の8.0%	なし	外来につき支払賃金総額の10.5%
源	原則としてなし	原則としてなし	国民保健サービス費用の約90%	入院の全費用を地方公共団体と国で負担 外来の全費用の15%の定率補助	入院につき、総収入の約4% (連邦政府一般収入)
財政調整 (制度間の是格差の是正)	・年金受給者のための疾病保険 (年金保険からの繰入れを伴う全制度間財調 / 同一州内での財政窮乏金庫のための財調)	・被用者制度間の完全財調 ・被用者制度と自営業者制度間の財調 (人口要因の不均衡是正)	—	—	—

指標編

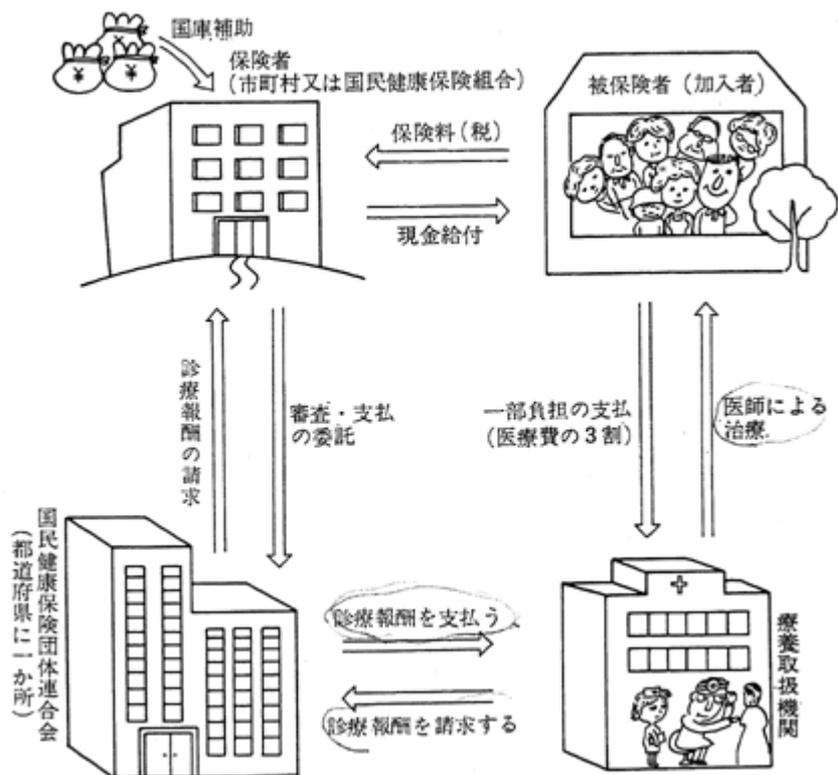
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 医療保険

(2) 国民健康保険

1) 一般の国民健康保険

① 一般の国民健康保険



指標編

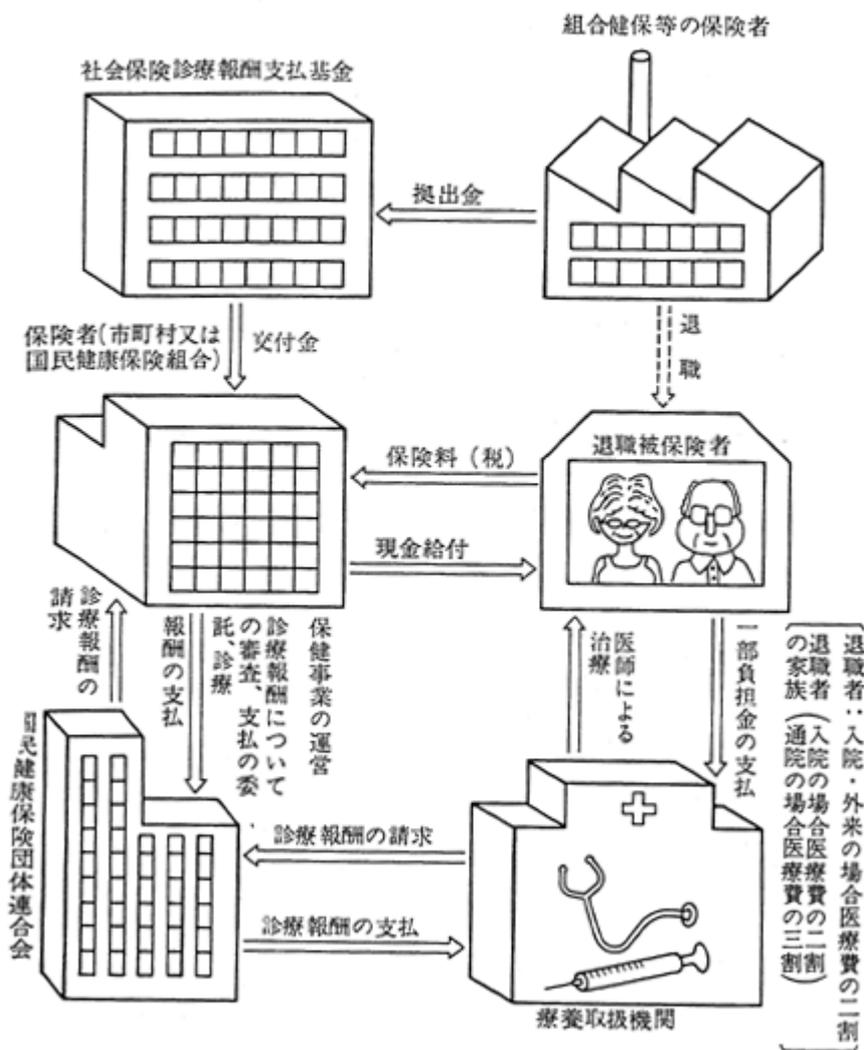
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 医療保険

(2) 国民健康保険

2) 退職被保険者の国民健康保険

② 退職被保険者の国民健康保険



国民健康保険の医療給付の状況

国民健康保険の医療給付の状況

被保険者1,000人当たり受診件数(受診率)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		総 数	
	受診率	対前年 度比	受診率	対前年 度比	受診率	対前年 度比	受診率	対前年 度比
53	165.6	1.060	4,695.4	1.005	852.1	1.033	5,713.0	1.011
54	178.7	1.080	4,876.2	1.039	874.1	1.026	5,929.1	1.038
55	192.0	1.074	5,011.0	1.028	892.8	1.021	6,095.8	1.028
56	205.7	1.071	5,154.9	1.029	925.7	1.037	6,286.2	1.031
57	219.7	1.068	5,243.6	1.017	953.0	1.029	6,416.3	1.021
診療1件当たり日数								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	1件当 たり日 数	対前年 度比	1件当 たり日 数	対前年 度比	1件当 たり日 数	対前年 度比	1件当 たり日 数	対前年 度比
53	19.71	1.013	3.03	0.993	3.04	0.981	3.52	1.003
54	20.00	1.015	2.97	0.980	3.00	0.987	3.48	0.989
55	20.27	1.014	2.92	0.983	2.94	0.980	3.47	0.997
56	20.43	1.008	2.88	0.986	2.91	0.990	3.46	0.997
57	20.56	1.006	2.86	0.993	2.89	0.993	3.47	1.003
診療1日当たり診療費								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	1日当 たり診 療費	対前年 度比	1日当 たり診 療費	対前年 度比	1日当 たり診 療費	対前年 度比	1日当 たり診 療費	対前年 度比
53	円 9,901	1.146	円 2,740	1.132	円 2,807	1.255	円 3,912	1.168
54	10,387	1.049	2,956	1.079	3,048	1.086	4,253	1.087
55	10,936	1.053	3,182	1.076	3,399	1.115	4,637	1.090
56	11,480	1.050	3,308	1.040	3,693	1.086	4,934	1.064
57	11,944	1.040	3,521	1.064	3,847	1.042	5,296	1.073

厚生省保険局調べ

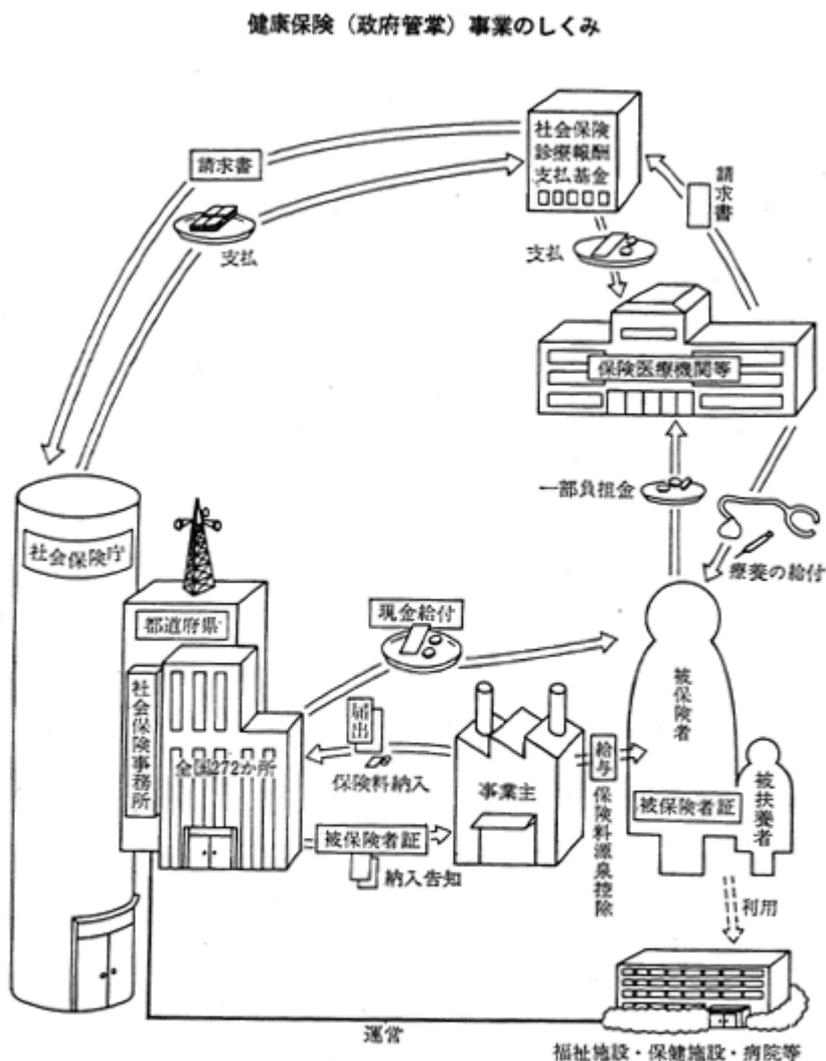
指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 医療保険

(3) 健康保険

健康保険(政府管掌)事業のしくみ



- (注) 1. 組合管掌健康保険の場合は、社会保険庁、都道府県及び社会保険事務所の事務は、健康保険組合が行うこととなる。
2. 昭和59年7月1日現在

政府管掌健康保険の適用状況

政府管掌健康保険の適用状況

年 度	54	55	56	57	58
事業所数(千所)	844	869	885	899	908
被保険者数(万人)	1,425	1,456	1,476	1,493	1,512
男	916	934	945	955	965
女	510	522	531	538	547
被扶養者数(万人)	1,635	1,673	1,615	1,657	1,681
平均標準報酬月額(円)	158,328	167,852	179,550	187,299	192,604
男	187,572	198,690	213,013	221,773	227,743
女	105,782	112,667	120,033	126,167	130,657

社会保険庁調べ

組管掌健康保険の適用状況

組管掌健康保険の適用状況

年 度	53	54	55	56	57
組 合 数	1,665	1,656	1,670	1,688	1,704
被保険者数(万人)	1,108	1,119	1,143	1,172	1,194
男	820	827	842	862	877
女	288	292	302	311	317
被扶養者数(万人)	1,588	1,584	1,607	1,621	1,643
平均標準報酬月額(円) (年度末現在)	188,853	199,888	210,985	226,476	237,391
男	213,087	225,930	239,089	257,430	269,731
女	119,724	126,153	132,543	140,581	147,793

厚生省保険局調べ

政府管掌健康保険の医療給付の状況

政府管掌健康保険の医療給付の状況

被保険者又は被扶養者1000人当たり診療件数(件)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		総 数	
	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分
54	155.4	170.4	5,389.5	5,982.2	1,078.5	1,127.9	6,623.2	7,280.5
55	156.8	175.3	5,464.6	5,964.8	1,112.8	1,129.3	6,734.2	7,269.5
56	158.3	183.8	5,541.1	6,017.8	1,149.3	1,148.6	6,848.7	7,350.2
57	158.9	180.4	5,616.3	5,832.0	1,182.0	1,163.7	6,957.3	7,176.1
58	153.2	126.7	5,410.6	5,020.3	1,175.2	1,087.9	6,739.0	6,234.9

診療1件当たり日数(日)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分
54	18.4	18.4	3.4	2.8	3.3	2.8	3.6	3.2
55	18.2	18.7	3.2	2.7	3.3	2.8	3.6	3.1
56	18.0	18.7	3.1	2.7	3.3	2.8	3.5	3.1
57	17.8	18.4	3.1	2.6	3.2	2.7	3.4	3.1
58	17.5	15.5	3.0	2.4	3.2	2.7	3.4	2.7

診療1日当たり金額(円)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分
54	11,031	7,776	3,151	1,797	3,583	2,002	4,149	2,640
55	11,713	8,308	3,376	1,924	4,057	2,223	4,476	2,883
56	12,252	9,364	3,419	1,993	4,289	2,413	4,603	3,160
57	12,879	9,764	3,596	2,083	4,489	2,496	4,837	3,310
58	13,195	10,040	3,785	2,050	4,692	2,566	5,052	3,065

社会保険庁調べ

(注) 昭和57,58年度分については、老人保健に係る医療給付を含まない。

組管掌健康保険の医療給付の状況

組合管掌健康保険の医療給付の状況

被保険者又は被扶養者1000人当たり診療件数(件)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		総 数	
	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分
53	97.5	114.4	4,182.2	5,141.5	1,043.9	1,073.5	5,323.5	6,329.5
54	98.0	117.3	4,249.9	5,232.0	1,068.4	1,091.8	5,416.2	6,441.2
55	97.7	117.8	4,302.0	5,236.1	1,099.4	1,102.8	5,499.0	6,456.7
56	98.1	122.0	4,324.5	5,305.1	1,135.2	1,127.3	5,557.8	6,554.4
57	98.5	120.5	4,358.7	5,163.6	1,167.3	1,148.2	5,624.5	6,432.4
診療1件当たり日数(日)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分
53	16.6	16.2	2.9	2.7	3.3	2.7	3.2	3.0
54	16.5	16.2	2.8	2.6	3.2	2.7	3.1	2.9
55	16.3	16.4	2.7	2.5	3.1	2.6	3.0	2.8
56	16.0	16.4	2.7	2.5	3.0	2.6	3.0	2.8
57	15.9	16.1	2.6	2.5	3.0	2.6	2.9	2.7
診療1日当たり金額(円)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分
53	11,479	7,970	2,973	1,648	3,325	1,905	3,847	2,313
54	12,237	8,478	3,224	1,762	3,700	2,066	4,185	2,497
55	13,072	9,055	3,460	1,867	4,202	2,298	4,535	2,695
56	13,727	10,277	3,488	1,924	4,454	2,493	4,669	2,927
57	14,519	10,720	3,689	2,009	4,628	2,574	4,923	3,060

厚生省保険局調べ

(注) 57年度分には、老人保健法対象者を含まない。

政府管掌健康保険財政状況

政府管掌健康保険財政状況

(単位:100万円)

年 度	54	55	56	57	58
保 險 料 収 入	2,135,196	2,322,687	2,621,991	2,817,259	2,952,007
一般会計より受入れ	416,764	461,843	494,756	534,360	560,026
雑 収 入	6,388	6,584	7,261	8,255	9,236
収 入 計	2,558,348	2,791,114	3,124,008	3,359,874	3,521,269
保 險 給 付 費	2,542,437	2,810,435	3,033,255	3,234,413	2,891,623
医療給付費	2,303,235	2,557,008	2,750,147	2,935,536	2,596,046
現金給付費	239,202	253,427	283,108	298,877	295,577
老人保健拠出金	—	—	—	41,957	540,015
業務勘定へ繰入れ	8,863	9,770	11,217	21,466	27,246
諸 支 出 金	9,347	3,404	2,601	938	1,849
支 出 計	2,560,647	2,823,609	3,047,073	3,298,774	3,460,733
収支差引△不足額	△ 2,299	△ 32,495	76,935	61,100	60,536
累積収支△不足額	(49年度以降) △ 128,973	(55年度以降) △ 32,230	(同 左) 0	(同 左) 0	(同 左) 0

社会保険庁調べ

組管掌健康保険収支状況

組管掌健康保険収支状況

(単位:100万円)

年 度	53	54	55	56	57
収 入 総 額	2,056,252	2,199,243	2,376,341	2,626,988	2,857,531
保 險 料	1,867,885	2,000,046	2,161,494	2,360,054	2,571,336
国庫負担金及び補助金	4,418	4,934	5,187	5,444	5,463
前年度繰越金	57,801	52,067	45,822	50,093	49,181
積立金より繰入れ	18,297	22,251	19,154	16,447	15,763
その他の収入	107,851	119,945	144,682	194,950	215,788
支 出 総 額	1,885,930	2,030,411	2,200,805	2,367,788	2,560,464
保 險 給 付 費	1,645,619	1,766,079	1,910,147	2,047,183	2,202,648
事 務 費	51,755	55,301	60,001	66,079	71,019
保 健 施 設 費	106,397	116,503	131,191	145,105	160,572
その他の支出	82,159	92,528	99,466	109,421	126,225
収 支 差 引 額	170,322	168,832	175,535	259,200	297,067

健康保険組合連合会調べ

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 医療保険

(4) 日雇労働者健康保険

日雇労働者健康保険は、日雇労働者の業務外の事由による疾病、負傷、死亡又は分娩及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は分娩について保険給付を行うことにより、その生活の安定に寄与することを目的としている。

日雇労働者健康保険の適用状況(各年度末現在)

日雇労働者健康保険の適用状況 (各年度末現在)					
年 度	54	55	56	57	58
適用事業所数(千所)	23	21	20	18	17
被保険者数 (有効被保険者手帳所有者数) (万人)	33	32	29	26	25
平均賃金日額(円)	5,582	5,870	6,489	6,557	6,945

社会保険庁調べ

日雇労働者健康保険財政状況

日雇労働者健康保険財政状況 (単位：100万円)					
年 度	54	55	56	57	58
保険料収入	26,224	26,067	25,534	24,655	22,875
郵政事業特別会計より受入	23,058	23,008	22,532	21,752	20,076
保険料収入 一般会計より受入	3,166	3,059	3,002	2,902	2,799
手数料補てん	32,244	33,893	34,172	33,666	31,574
保険給付費等財源	1,218	1,216	1,190	1,151	1,062
雑収入	31,026	32,677	32,982	32,515	30,512
収入計	247	238	207	207	211
	58,715	60,198	59,913	58,528	54,660
保険給付費	87,477	92,182	93,025	90,424	70,093
医療給付費	77,928	81,737	82,649	80,164	60,575
現金給付費	9,549	10,445	10,376	10,260	9,518
老人保健拠出金	—	—	—	1,253	15,854
業務勘定繰入れ	13	13	13	13	13
諸支出金	463	707	629	740	682
支出計	87,953	92,902	93,667	92,430	86,642
収支差引△不足額	△29,238	△32,704	△33,754	△33,902	△31,982
累積収支△不足額	△433,385	△503,224	△576,319	△653,748	△735,071

社会保険庁調べ

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 医療保険

(5) 船員保険

船員保険は海上で働く船員を対象とした総合的社会保険(陸上の被用者を対象とする健康保険,厚生年金保険,雇用保険及び労働者災害補償保険の各制度を包含した機能を有する制度)である。

被保険者,数被扶養者数,船舶所有者数及び平均標準報酬月額の推移

年 度	54	55	56	57	58
被 保 険 者 数 (人)	216,122	211,893	207,004	202,065	196,317
被 扶 養 者 数 (人)	461,011	459,768	454,533	442,408	435,409
船 舶 所 有 者 数 (人)	11,332	11,069	10,794	10,610	10,280
平均標準報酬月額(円)	216,276	233,636	243,143	253,777	259,987

社会保険庁調べ

船員保険収支状況

船員保険収支状況

(単位:100万円)

年 度	54	55	56	57	58
収 入					
総 額	195,048	212,029	240,357	251,579	256,720
保 険 料	143,897	154,447	174,946	185,318	185,145
庫 担 金	24,660	28,291	34,036	34,714	41,028
給 付 費	23,666	27,229	32,865	33,531	39,800
事 務 費	994	1,062	1,171	1,183	1,228
利 子	24,480	26,224	27,869	28,198	28,164
其 他 の 収 入	2,012	3,067	3,505	3,349	2,383
支 出					
総 額	174,281	196,846	222,391	240,460	256,874
保 険 給 付 費	164,347	185,200	209,810	227,500	233,643
疾 病 給 付	73,958	76,873	79,096	79,137	68,121
年 金 給 付	80,029	97,999	118,503	135,213	151,032
失 業 給 付	10,361	10,328	12,211	13,150	14,490
老 人 保 健 出 金	—	—	—	1,000	12,128
事 務 費	2,200	2,304	2,439	2,483	2,493
福 祉 施 設 費	6,954	7,375	8,569	8,151	7,298
其 他 の 支 出	779	1,966	1,572	1,326	1,312
収 支 差 引	20,768	15,182	17,966	11,119	△ 154
翌 年 度 へ の 繰 越 金	1,490	1,989	1,758	882	162
収 支 差 引 繰 越 金	19,278	13,194	16,208	10,237	△ 316

社会保険庁調べ

船員保険の医療給付の状況

船員保険の医療給付の状況

被保険者又は被扶養者1000人当たり診療件数(件)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		総 数	
	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分
54	317.3	385.2	4,216.1	11,761.1	906.9	2,110.4	5,440.2	14,256.7
55	321.1	398.2	4,276.0	11,767.8	945.5	2,107.1	5,542.5	14,273.1
56	323.2	410.4	4,295.1	11,851.3	987.7	2,177.3	5,605.9	14,439.0
57	320.5	400.2	4,356.1	11,426.1	1,007.0	2,199.9	5,683.6	14,026.2
58	327.0	264.4	4,350.7	9,794.3	1,018.7	2,071.8	5,696.4	12,130.5

診療1件当たり日数(日)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分
54	20.6	19.2	3.6	3.0	3.2	2.9	4.5	3.4
55	20.5	19.4	3.4	2.9	3.2	2.9	4.4	3.4
56	20.3	19.4	3.4	2.9	3.1	2.9	4.3	3.3
57	20.2	19.3	3.3	2.8	3.1	2.9	4.2	3.3
58	20.3	16.5	3.2	2.5	3.1	2.8	4.2	2.9

診療1日当たり金額(円)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分	被保険者分	被扶養者分
54	8,773	7,157	3,159	1,738	3,994	1,985	4,752	2,599
55	9,237	7,700	3,427	1,851	4,564	2,195	5,138	2,840
56	9,690	8,671	3,462	1,906	4,887	2,384	5,334	3,089
57	9,983	9,001	3,647	2,008	5,211	2,486	5,569	3,250
58	10,223	9,492	3,837	1,997	5,398	2,561	5,817	3,028

社会保険庁調べ

(注) 昭和57, 58年度分については, 老人保健に係る医療給付を含まない。